

お客様 各位

Allied OneConnect サービス仕様書・ソフトウェア使用権許諾契約書

アライドテレシス株式会社

1. はじめに

本書は株式会社アライドテレシス（以下、弊社）が提供する「Allied OneConnect」（以下、本サービス）の内容、技術的な情報、サービスレベル、お問い合わせ窓口等を記載したものです。本書内容については、本サービスの仕様・内容の変更に伴い更新する場合がありますので、最新のものをご参照ください。

1.1. 本サービスの対象機種について

本サービスはAlliedWare Plusを搭載したアライドテレシス製品（スイッチ、ルーター、無線アクセスポイント）の一部に対応しています。

対応状況につきましては、各機種の最新のマニュアルをご確認ください。

1.2. 本サービスのログインについて

下記のログインページより、サービスをご利用ください。

ログインページURL：<https://a1c.allied-tesesis.co.jp/>

ログインアカウント：パートナー様にて、Microsoft または Google アカウントをご用意いただく必要がございます。アカウント作成後弊社にてアカウント有効化した後にログイン可能となります。

※ 詳細は別紙のご利用マニュアルをご参照ください。

2. 提供するサービス

2.1. サービス概要

Allied OneConnect サービスとは、管理対象のネットワーク機器をクラウド経由にて一括で管理・運用を行うクラウド型プラットフォームサービスです。

マルチテナント方式により複数の環境やロケーションにあるネットワーク機器を Allied OneConnect クライアントとしてひとつのクラウド管理ポータル上で統合管理することができます。VPN 等の設定や専門知識は不要で、インターネット接続環境があれば本サービスを利用することができ、シンプルなネットワークデバイス管理と運用支援を実現します。

本サービスでは、以下の機能を提供します。

- ・ クラウド管理ポータル機能
- ・ ゼロタッチコンフィグレーション（コンフィグの自動設定）機能
- ・ 簡易的な死活監視、ログ取得機能

※クラウド基盤として、Amazon Web Services (AWS)を採用しています。

2.2. 提供物

本サービスをご利用のお客様には、次の情報を弊社の指定する方法で提供します。

Allied OneConnect ご契約時の提供物

提供物	内容
ライセンス証書	本サービスのご利用にあたり、お客様にライセンス証書を発行します。

提供物	内容
クラウド管理プラットフォーム	Allied OneConnect 管理用 Web GUI へのアクセス情報を提供いたします。 ・ エンドユーザー登録画面 エンドユーザーおよび管理者のアカウント管理 ・ デバイス登録画面 デバイス資産の登録・管理、およびコンフィグの作成・編集 ・ イベント表示画面 デバイスのイベントモニタリング

2.3. システム構成とサービス提供範囲

本サービスの構成は、次の通りです。



本サービスは、クラウドネイティブなマイクロサービスアーキテクチャを採用し、以下機能を提供します。

・ 提供機能 ① クラウド管理ポータル

クラウド型管理プラットフォームにより、ネットワーク機器のコンフィグファイル設定やファームウェアバージョンアップ作業を一元管理します。Web ブラウザーを使用してクラウド内の Allied OneConnect サーバーにアクセスし、クラウド上で構成情報やデバイスを管理します。

機能	内容
アカウント登録	エンドユーザーおよび管理者のアカウント作成・管理ができます。
デバイス登録	デバイス資産の登録・管理およびコンフィグの作成・編集ができます。 各デバイスを個別に設定できるため、遠隔で設定変更が可能です。デバイスの場所の所在地は、ダッシュボードの地図上に反映されます。
イベント表示	デバイスのイベントログを表示します。イベントログ画面では、ユーザーレベルに応じたカウンター表示も確認いただけます。 ※カウンター表示は予定
ダッシュボード	ダッシュボード機能により、運用状況を直感的に把握できます。 - ユーザーが設定した住所に基づいてデバイスの地図の表示 - 各種統計情報のグラフ表示 ・ ブートストラップステータス ・ 登録されているデバイスの総数 ・ アクティブデバイス数 ・ アラーム情報および統計

また、管理ポータルにはマルチテナント構造を採用しており、お客様（パートナー企業）が複数のエンドユーザーや拠点を一元管理できる柔軟なプラットフォームを提供します。

階層化されたユーザー管理権限を実装しているため、各テナントの運用担当者に必要最小限の権限を付与するなどの権限設定を行うことができます。

- **提供機能 ② ゼロタッチ・インストール**

SZTP (RFC8572 : Secure Zero Touch Provisioning) に準拠したゼロタッチコンフィグレーション (コンフィグの自動設定) 機能により、ネットワーク機器のセットアップをゼロタッチで実現するゼロタッチオンボーディング機能を提供します。

Allied OneConnect サーバー上で、管理対象機器 (Allied OneConnect クライアント) のシリアルナンバーを登録し、Allied OneConnect クライアントをインターネットに接続することでコンフィグ設定および管理が可能なプラグ&プレイ接続を採用しています。

- **提供機能 ③ 簡易的な死活監視・ログ取得機能**

管理デバイスからの定期的な HeartBeat 情報 (Keepalive) 取得によって、デバイスのオンライン / オフラインを管理ポータルでのラベル表示で確認できる死活監視機能を提供します。また、管理デバイスのエラーログは一定期間データサーバーに保存され、管理ポータルの画面上に表示されます。管理可能な情報は以下の通りです。

- 管理デバイスのブートストラップアクティビティ
- 管理デバイスのオンラインステータス
- 管理デバイスの Syslog 収集機能
- 情報イベントとエラーイベント
- 定期的なコンフィグのバックアップ

2.4. お客様にご準備いただく設備

お客様に準備いただく設備は以下の通りです。

- インターネット接続環境
ネットワーク機器に IP を割り当てる DHCP サーバーが必要です。

※ 詳細は別紙のご利用マニュアルをご参照ください。

2.5. 機能制限

2.5.1. システム制限

- Allied OneConnect サーバー Web GUI の推奨ブラウザは Microsoft Edge、Google Chrome、Apple Safari です。リリース済みの最新のバージョンのみサポートします。
- お客様のネットワーク環境は、HTTP・HTTPS・SMTP・DNS の通信を許可するように設定してください。

2.5.2. その他

- 障害発生などによるサービス停止の他、システムのメンテナンス時 (システム維持のための改変・増強など) に一時的にサービスを停止する場合があります。メンテナンス時にはサービス基盤のバックアップを取得します。
- 本クラウド基盤には、Amazon Web Services (AWS) が利用されています。Amazon Web Service (AWS) が終了するなど、利用継続が困難な事案が発生した場合には、本サービスを停止する場合があります。また 契約更新時に、料金の見直しをさせていただく場合があります。
- サービス基盤 (Allied OneConnect サーバー) との互換性維持のために、オンプレミスの管理対象機器 (Allied OneConnect クライアント) のファームウェアバージョンアップが必要になる場合があります。
- 予期せぬサービス基盤の障害などにより、システムの再構築が必要となる場合があります。その場合は、弊社にて、サービスの最終更新時の状態へ復旧作業を行います。
※ 復旧作業はサービス基盤側のみ実施いたします。お客様が所有するシステムや設備等の復旧作業につきましては対象外となります。
- システム障害や安定したサービス提供のためにメンテナンスが必要な際、メンテナンス等の作業を実施させていただく場合があります。
- サービス基盤 (Allied OneConnect サーバー) はバックアップを作成しておりますが、予期せぬ障害が発生した場合、お客様のデータ補完や弊社の設備等の復旧を完全に保証するものではありません。
万が一の事態に備え、コンフィグファイルや登録情報のバックアップは、お客様にて定期的に行ってください。
- お客様回線の通信品質に起因するパフォーマンスの悪化については、弊社サポート対象外となります。

2.5.3. トラブル発生時の初期化対応

ゼロタッチコンフィグを行ったクライアント機器にトラブルや接続不具合が発生した際は、一度機器の設定を初期化し再起動を行っていただく場合がございます。

下図のように機器を初期化し、再度ゼロタッチコンフィグのプロセスの稼働を実行していただけますようお願いいたします。

初期化方法

機器のCLIコマンドにて「erase factory-default」を実行し、その後Allied OneConnect サーバー上の該当デバイスの情報画面にて、「ブートストラップ有効」の項を有効化してください。



3. ライセンスの概要

3.1. ライセンスの種類

本サービスはアニュアルライセンス（有効期間：1年間）をご購入いただくことでご利用いただけます。

購入したライセンスデバイス数の範囲内で、エンドユーザーごとにライセンスデバイスを割り当てることができます。

Allied OneConnect ライセンスの種類

製品名	製品概要
AT-A1C-Lite-1D-1Y	Allied OneConnect ライセンス Lite 版 クライアント 1 台、1 年
AT-A1C-Lite-10D-1Y	Allied OneConnect ライセンス Lite 版 クライアント 10 台、1 年
AT-A1C-Lite-100D-1Y	Allied OneConnect ライセンス Lite 版 クライアント 100 台、1 年
AT-A1C-Lite-1000D-1Y	Allied OneConnect ライセンス Lite 版 クライアント 1000 台、1 年

- 購入したライセンス数を超過してエンドユーザーにライセンスを割り当ててはできません。
- エンドユーザーに割り当てがない場合、デバイスを追加することはできません。
- ダッシュボードには、デバイス数、未割り当て（フリー）ライセンスの数、およびライセンスの有効期間が表示されます。
- ダッシュボードには、エンドユーザーごとのライセンス割り当て数が表示されます。

3.2. 利用期間

お客様にてライセンスキーが登録された日を起算日とし、ライセンスの有効期間を366日（うるう年を含む）として計算された満了日（更新・追加された場合はそのライセンスの有効期間）までとします。

- 総デバイス数とライセンス有効期間の日付は本サービス上のダッシュボードで確認できます。

3.3. 利用方法

3.3.1. 利用開始

ライセンスを購入後、弊社購買部門よりライセンス証書（ライセンスキー）を発行・送付いたします。

本サービスのGUI上にライセンス証書に記載されているライセンスキーをご入力いただくことでサービスが利用可能となります。

※ ライセンス証書の再発行はいたしません。ライセンス証書を紛失された場合には、再度ライセンスを有償にてご購入いただきますのでご注意ください。

3.3.2. 更新・追加

ライセンス有効期間満了後、引き続きご利用いただく際はライセンスの追加購入または更新・延長のお手続きが必要です。手続きが行われなかった場合、ライセンス有効期間満了後は当該機能が使用できなくなります。

3.3.3. 動的有効期間ライセンスの概要

本サービスは、すべてのライセンスの有効期間を一律に管理できるように動的有効期間設定方式を採用しています。

お客様がご購入されたライセンスは有効期間が統一されるように自動で計算および設定されるため、ライセンスの数や種類、利用開始時期ごとに個別管理する必要はございません。

具体的には、登録されたデバイス数とライセンス数、ライセンスの残りの有効期間に基づいて動的に計算・平均化し期限終了日を同一にします。

ライセンスを追加すると、追加分の有効期間が計算され、それに応じて、種別を問わずすべてのライセンス（デバイス）での有効期間が延長されます。

ライセンスを追加する方法は2つあります。

- ① デバイスを追加する
- ② ライセンスの有効期間を更新する

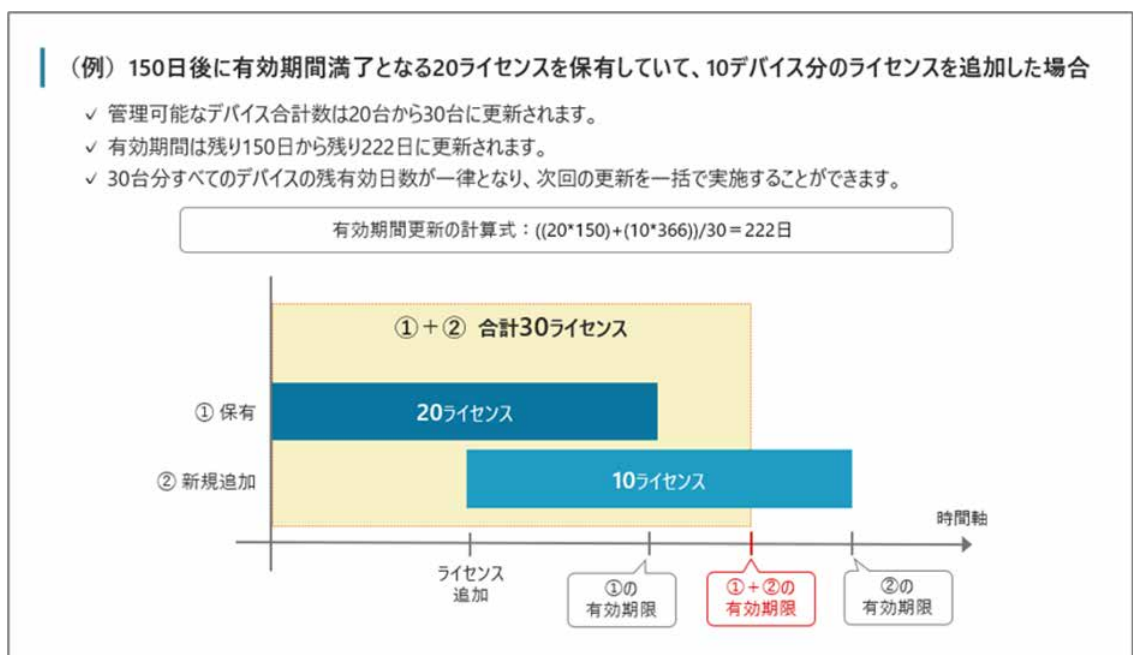
デバイスを追加する場合、現在の有効期間（または既存のライセンス登録がない場合は1年）を使用します。現在の有効期間を超える部分は、有効期間を比例的に延長するために使用されます。

例えば、お客様が150日後に有効期間が満了になる20ライセンスを保有していて、10デバイス分のライセンスを追加した場合：

- ・ 管理可能なデバイス合計数は20台から30台に更新されます。
- ・ 有効期間は150日から222日に更新されます。

$$((20 \times 150) + (10 \times 366)) / 30 = 222 \text{ 日}$$

つまり、この場合は30台分すべてのデバイスの残有効日数が一律に222日となり、お客様は次回の更新を一括で実施することができます。



※ネットワークまたは組織からデバイスを削除しても、有効期間の満了日には影響しません。

※ダッシュボードには、デバイス数、フリー（未割り当て）ライセンス数、およびライセンスの有効期間が表示されます。

※ダッシュボードには、エンドユーザーごとのライセンス割り当て数が表示されます。

4. 保証および確認事項

- i. 本ライセンスは、当該ライセンス証書が同梱される封筒裏面に記載の、ソフトウェア使用権許諾契約書に基づいて保証されます。
- ii. ライセンス証書に基づき、Allied OneConnectの管理画面上に当該ライセンスをお客様作業にて設定できることを保証します。ただし、ライセンス発行のために必要な正しい情報と設定可能な環境と条件をお客様が有していることを前提とします。
- iii. Allied OneConnectのサーバー故障または何らかの理由でライセンス情報が失われた際に、ライセンスの利用期間内であることを条件に、ライセンスの再発行を弊社にて行います。この時、必要な情報を確認させていただく場合があります。
- iv. 当該保証は、事故、不正使用、または本製品もしくは弊社が発行したドキュメントもしくはガイダンスに反して本製品を使用したことが原因で生じた問題、またはISP側の接続障害や不可抗力など、弊社が合理的に支配できない事由から生じた問題には適用されません。

5. サポート

5.1. 本サービスの利用に関する問い合わせ

受付窓口：メール受付

問い合わせ先：問い合わせ先メールアドレスを別途連絡いたします。

対応時間：平日 9:00～17:00 ※平日とは土日祝祭日、年末年始（弊社規定による）を除くことを指します。

対応内容：本サービスにおける、製品の仕様やマニュアルに則った使用方法に関するサポートを提供いたします。

お問い合わせの際は、以下の内容をお伝えください。

- ・ 企業名
- ・ お名前
- ・ ご連絡先メールアドレス
- ・ 保守契約番号
- ・ 対象機器のシリアル番号
- ・ お問い合わせ内容の詳細

※状況によっては、追加で情報を確認させていただく場合がございます

サポートの対応範囲は本サービス自体の機能に関する内容となり、以下はサポートの対象外となります。

1. Allied OneConnectクライアント（管理対象機器）の障害・問い合わせ対応
Allied OneConnectクライアントに関する保守サポートはNet.Coverへの加入が必要です。
Net.Coverのサポートサービスポリシーは以下のページをご参照ください。
[Net.Cover サポートサービスポリシー](#)
2. サービスを利用するコンピューターのOSやWebブラウザなどの設定方法
3. インターネット等の通信環境に関する質問
4. お客様環境に合わせた具体的な設定方法に関するお問い合わせ
5. Allied OneConnectそのもののカスタマイズ利用に関するお問い合わせ
6. 他社のサービス、製品に関する質問（特有の仕様含む）
7. 動作環境に含まれない環境で利用した場合に起こるすべての問題に関する質問
8. お客様アカウントを用いた操作の代行・確認対応
9. 本サービス以外の弊社製品の仕様や使用方法に関する質問
本サービス以外における製品の仕様やマニュアルに則った使用方法に関するサポートが必要な場合は、保守サポート（Net.Cover）にご加入ください。

6. 免責事項

第三者及びお客様内部からのサイバー攻撃及び不正行為、不正な操作等による、データの暗号化・情報漏洩等の情報セキュリティインシデントや、弊社提供サービスの停止により生じた損害に関しては、弊社は一切責任を負わないものとします。

7. ソフトウェア使用権許諾契約書

アライドテレシス株式会社(以下「弊社」といいます)とお客様は、ソフトウェア使用権許諾契約書(以下「本契約書」といいます)とともに提供されるソフトウェア製品に関して以下のとおり合意します。上記の合意にかかわらず、お客様が第2項記載の使用権を行使した時点で本契約は成立するものといたします。なお、使用しているソフトウェアまたはソフトウェアのモジュールに関して別途使用権許諾が存在するものはそちらを優先することといたします。

1. 定義

本ソフトウェアとは以下の2つをいいます。

- ・ 本Webアプリケーション
- ・ 本印刷物

本Webアプリケーションとは、以下のことをいいます。

- ・ 弊社から提供される、Webブラウザ上で動作するプログラム

本印刷物とは、以下の2つをいいます。

- ・ 本ソフトウェアに含まれるすべての印刷されたおよび電子化された資料
- ・ 今後本ソフトウェア使用のために提供される印刷されたおよび電子化された資料

2. 使用権

弊社は、本契約記載の条件に従い、お客様に対して日本国内における非独占的で、譲渡不能な以下の権利を許諾します。

- ・ お客様が弊社または弊社製品を販売可能な代理店様からご購入または貸借された本体製品またはライセンスの購入数分を上限に、本Webアプリケーションを本印刷物に記載の動作環境にて使用する権利。ただし、使用期限が定められたものは定められた期間に限り使用できるものとします。
- ・ お客様が弊社または弊社製品を販売可能な代理店様からご購入または貸借された本体製品またはライセンスの購入数分を上限に、本Webアプリケーションを本印刷物に記載の動作環境またはこれと同等の動作環境に適したコンピューター・システムにて使用する権利。ただし、使用期限が定められたものは定められた期間に限り使用できるものとします。
- ・ お客様は、本ソフトウェアを利用して、お客様自身が提供するサービスの一環として、お客様からサービスの提供を受ける顧客(以下「エンドユーザー」といいます)に対し、本ソフトウェアの機能の一部を使用させることができます。
- ・ エンドユーザーに対する本ソフトウェアの使用権は、本契約において許諾された範囲内において使用することを認めるものとし、当該使用についてはお客様がその責任を負うものとします。
- ・ 本契約のもとで許諾された本Webアプリケーションの使用を目的として本印刷物を使用する権利。

3. 提供形態および運用基盤について

- ・ お客様は、本ソフトウェアがインターネット経由で提供されるものであること、および本ソフトウェアの利用に必要な通信環境、端末等は自己の責任と費用において準備するものとします。
- ・ 本Webアプリケーションのクラウド基盤には、第三者クラウドプロバイダーが提供するインフラストラクチャ「Amazon Web Services」(以下「クラウド基盤」といいます)が利用されています。
- ・ お客様が本ソフトウェア上で利用するデータの保管場所(リージョン)は、原則としてクラウド基盤が提供する日本国内のデータセンター内とし、弊社はデータが当該地域外に無断で移転されないよう適切な管理を行います。

4. 禁止事項

- ・ お客様は、本ソフトウェアまたはその一部をいかなる目的のためにも複製することはできません。
- ・ 本ソフトウェアを本印刷物記載事項以外の使用方法にて使用することはできません。
- ・ 本Webアプリケーションをご購入または貸借された本体製品数分またはライセンス数分を超えるご使用はできません。

- ・ お客様は、本ソフトウェアまたはその一部につきリバース・エンジニアリング、逆アセンブルまたは逆コンパイルすることはできません。また、お客様は、本ソフトウェアまたはその一部につき改変または改作を行うことはできません。
- ・ お客様は、本ソフトウェアに関して記載される著作権、特許、商標等の知的財産権の表示を削除または改変することはできません。
- ・ お客様は、本項前5号に定める場合を除き、弊社の事前の書面による承諾なく、本ソフトウェアに関する使用权を第三者へ譲渡または再許諾することはできず、かつ、本ソフトウェアを第三者へ販売、貸与もしくは譲渡することはできません。

5. 責任の制限

- ・ 弊社は本契約において明記される場合を除き、本ソフトウェアに関して機能、品質、および欠陥もしくは第三者の権利侵害の不存在等を含む一切の保証を行いません。
- ・ 本ソフトウェアに起因してお客様もしくは第三者に生じる間接的または付随的な損害もしくは逸失利益等について弊社は一切の責任を負いません。本ソフトウェアに起因して弊社がお客様もしくは第三者に対して負担する責任の総額は、いかなる場合においても本ソフトウェアの使用許諾の対価としてお客様が実際に支払われた金額を超えることはありません。
- ・ 他社製品および他社アプリケーション（フリーウェア、シェアウェア含む）との相互接続性や、本体製品やシステムまたはネットワークに対する攻撃など既知／未知問わず動作保証等一切行いません。
- ・ 本ソフトウェアの修正については、修正が必要と弊社が認めたものであり、かつ最新のソフトウェアバージョンにて行うものとしします。

6. 権利の帰属

弊社または弊社の親会社であるアライドテレシスホールディングス株式会社は、本ソフトウェアに関する著作権、特許、商標、ノウハウおよびその他のすべての知的財産権を有しているか、もしくは第三者から再実施権を付与する権利の許諾を受けています。本契約のもとで明示的にお客様へ許諾される権利を除き、本ソフトウェアに関するすべての権利は弊社または弊社の親会社であるアライドテレシスホールディングス株式会社あるいは弊社が権利の許諾を受けている第三者に留保されます。

7. 終了

- ・ 弊社は、お客様による本ソフトウェアの利用終了または契約期間の満了等により、本契約が終了した場合、終了日翌日から起算して30日間、お客様が本ソフトウェアに対して登録された顧客データなどの電子データまたは情報（以下「ユーザーデータ」といいます）を保持します。当該保持期間を経過した後、弊社はユーザーデータを完全に削除することができるものとし、削除後のデータの復元義務を一切負わないものとしします。
- ・ お客様が本契約のいずれかの条項に違反したときは、弊社は事前の通知なくただちに本契約を解除し、お客様へ許諾された本ソフトウェアの使用権を終了させることができます。この場合、お客様は、本ソフトウェアおよびそのすべての複製物をただちに廃棄していただくこととしします。
- ・ 本契約が終了した場合においても、理由のいかなるを問わず、お客様が本ソフトウェアに関して支払われた代金が返却されることはありません。
- ・ 本契約の第4項、第5項、第6項、第7項、第8項、第9項および第10項の規定は、本契約の終了後または解除後においても効力を維持するものとしします。

8. 輸出関連法規の遵守

お客様は、本契約に基づき提供される本ソフトウェアが日本国の「外国為替及び外国貿易法」および米国の「輸出管理規則（EAR）」を含む各国の輸出管理法令の対象となる可能性があることを認識し、これらの法令を遵守することに同意し、必要とされるすべての手続きをお客様の責任と費用で行うこととしします。

9. 一般条項

本契約のいずれかの条項またはその一部が法律により無効となった場合には、かかる部分は本契約から削除されるものとしします。

10. 準拠法

本契約は日本国の法律に準拠します。本契約に起因する紛争の解決については、東京地方裁判所が第一審としての専属的な管轄権を有するものとしします。

8. 更新履歴

2025年7月	Rev.A 初版
2025年10月	Rev.B 改版

以上